# 令和元年6月市議会 教育厚生委員会資料

# 所管事項調査に関する資料

目 次

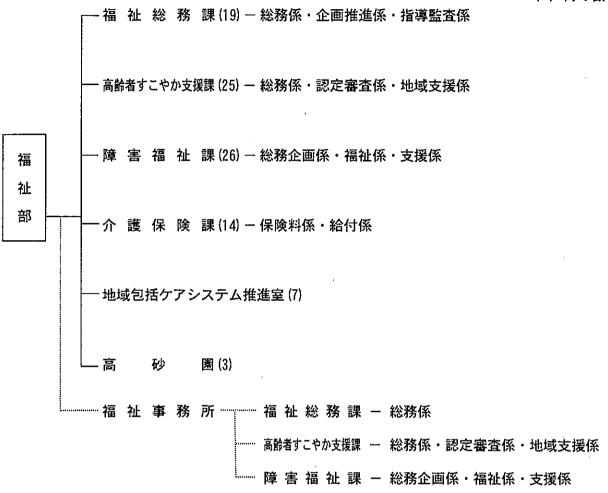
1	福祉部機構図 · · · · · · · · P 1	
2	福祉部分掌事務 · · · · · · · P 2 ~	4
3	福祉部補職者名簿(係長以上) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
4	令和元年度 福祉部事業概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	14
5	指定管理者の更新の方針について・・・・・・・・・ P 15 ~	20
6	平成30年度指定管理者制度の状況について・・・・・・・・・別冊	
7	基本構想•基本計画等作成調 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

 福
 祉
 部

 令
 和
 元
 年
 6
 月

## 1 福祉部機構図

令和元年6月1日現在 職 員 数 94 名 ()内の数字は職員数



## 2 福祉部分掌事務

課	名	分 掌 事 務
課 福 祉 総		(1) 部の統括に関すること。 (2) 福祉の施策に係る総合調整に関すること。 (3) 高齢社会対策に係る福祉施策の企画及び推進に関すること。 (4) 介護保険事業の企画に関すること。 (5) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)による社会福祉法人(障害福祉課、子育て支援課及び幼児課の所管に係るものを除く。)の設立の認可等に関すること。 (6) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置の認可等に関すること。 (7) 社会福祉法による社会福祉施設(障害福祉課、子育て支援課及び幼児課の所管に係るものを除く。)の設置等の届出の受理に関すること。 (8) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による介護サービス事業者(介護老人保健施設を除く。)の指定等に関すること。 (9) 介護保険法による介護老人保健施設の設置の許可等に関すること。
	j	(16) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)による指定障害福祉サービス事業者等の立入検査(障害福祉課の所管に係るものを除く。)に関すること。 (17) 社会福祉審議会(障害福祉課及び子育て支援課の所管に係るものを除く。)、民生委員推薦会及び地域密着型サービス等事業者選定審査会に関すること。 (18) 部内事務の連絡調整に関すること。
高齢者すこべ	か支援課	<ul> <li>(1) 高齢者の福祉の措置に関すること(福祉事務所の所管に係るものを除く。)。</li> <li>(2) 福祉の措置に要する費用の徴収に関すること。</li> <li>(3) 長寿祝金に関すること。</li> <li>(4) 軽費老人ホームの事務費に関すること。</li> <li>(5) 介護保険の被保険者の要介護、要支援認定に関すること。</li> <li>(6) 地域支援事業の企画に関すること。</li> <li>(7) 老人福祉団体の育成及び連絡調整に関すること。</li> <li>(8) 老人福祉センター及び老人憩の家の設置及び改良に関すること。</li> <li>(9) 地域包括支援センターとの連絡調整に関すること。</li> <li>(10) 介護認定審査会、地域包括支援センター運営協議会、養護老人ホーム等入所判定審査会及び高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会に関すること。</li> </ul>

	課		名		分 掌 事 務
<b>障</b>	<b>害</b>	福	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<b>課</b>	(1) 障害児・者の自立の支援(自立支援医療費のうち育成医療に係る支給によるものを除く。)に関すること(福祉事務所の所管に係るものを除く。)。 (2) 身体障害者手帳の交付に関すること。 (3) 障害児・者の福祉医療費に関すること。 (4) 障害者支援施設の設置の許可等に関すること。 (5) 社会福祉法による社会福祉法人(福祉総務課、子育で支援課及び幼児課の所管に係るものを除く。)の設立の認可等に関すること。 (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関すること。 (7) 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定等に関すること。 (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者等の立入検査(福祉総務課の所管に係るものを除く。)に関すること。 (9) 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の立入検査(福祉総務課の所管に係るものを除く。)に関すること。 (10) 発達障害に関すること。 (11) 障害者虐待の防止に関すること。 (12) 障害を理由とする差別の解消の促進に関すること。 (13) 難病に関すること(健康づくり課及び保健所の所管に係るものを除く。)。 (14) 障害福祉センターに関すること。 (15) 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会(審査部会を含む。)、障害者施策推進協議会及び障害支援区分認定審査会に関すること。 (16) 社会福祉法人長崎市社会福祉事業団との連絡調整に関すること。 (17) 障害児・者福祉団体との連絡調整に関すること。 (17) 障害児・者福祉団体との連絡調整に関すること。
介。	变	保	険	課	(1) 介護保険被保険者の資格の認定及び保険給付に関すること。 (2) 介護保険料の賦課、徴収猶予及び減免に関すること。
地垣推	包括:	ケア進	シス	テム 室	<ul> <li>(1) 地域包括ケアシステムの構築に関すること。</li> <li>(2) 地域包括ケア推進協議会に関すること。</li> <li>(3) 在宅医療・介護の連携促進に関すること。</li> <li>(4) 介護予防・生活支援体制整備に関すること。</li> <li>(5) 医療・介護・福祉資源の見える化に関すること。</li> <li>(6) 地域リハビリの促進に関すること。</li> <li>(7) 包括ケアまちんなかラウンジに関すること。</li> </ul>
高		砂		園	(1) 利用者の生活指導、介護等に関すること。

## 福祉事務所

	課		名		分 掌 事 務
<b>√</b> =	ታ.L	445	<b>32</b> 47	課	(1) 民生委員及び児童委員に関すること(福祉事務所の所管に係るものに限る。)。
福	祉 	総	務	球	(2) 所内事務の連絡調整に関すること。
<b>宁</b> 段	* <del>**</del> * <del> </del> -	سد	か支:	: ## = ##	(1) 高齢者の福祉の措置に関すること(福祉事務所の所管に係るものに限る。)。
同即	1419		//·又:	夜 球	(2) 老人ホームの入所者の遺留品の処分に関すること。
					(1) 障害児・者の自立の支援に関すること(福祉事務所の所管に係るものに限る。)。
					(2) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) の規定による障害福祉サービスの提供等
					に関すること。
					(3) 身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) の規定による障害者支援施設等へ
障	害	福	祉	課	の入所措置に関すること。
) P=		THE	111	杯	(4) 知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) の規定による障害者支援施設等への
					入所措置に関すること。
					(5) 特別児童扶養手当の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による
					障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律
					(昭和 60 年法律第 34 号) の規定による福祉手当の支給に関すること。

# 3 福祉部補職者名簿(係長以上)

令和元年 6 月 1 日現在職員総数94人 ()数字は職員数

40 C 44 15 1 -+ 36 - C C	やまぐち	しんいち	
部長兼福祉事務所長	山口	伸一	市役所内線電話 2600
政策監	☆ᢜ	oyae 祝成	市役所内線電話 2602
福祉総務課(19) <部長及び政策監合	む>		829-1161 (直通)
次長兼課長	朝川	和典	市役所内線電話 2610
課長補佐	橋	シみただ 史賢	市役所内線電話 2617
総務係長(4)	辛完	良英	市役所內線電話 2611
企画推進係長(5)	ょらが 原賀	T2085 哲郎	市役所內線電話 2614
指導監査係長(6)	犬塚	としひろ <b>俊弘</b>	829-1256 (直通)
·			市役所內線電話 2646
高齢者すこやか支援課(25)			829-1146 (直通)
次長兼課長	田中	美由紀	市役所內線電話 2690
課長補佐	久保 久保	も 英治	市役所內線電話 2694
総務係長(7)	平迫	正邦	市役所內線電話 2691
認定審査係長(9)	松本	むを 妃都美	市役所內線電話 5890
地域支援係長(7)	武分	和歌予	市役所內線電話 2631
障害福祉課(26)			829-1141 (直通)
課長	とみなが 冨 <b>永</b>	** 奈央	市役所內線電話 2620
総務企画係長(8)	すさき 洲﨑	愛	市役所内線電話 2621
福祉係長(8)	松山	eteny 智度	市役所内線電話 2623
	てしま		

介護保険課(14)

課長

保険料係長(7)

給付係長(6)

古賀高志

刈茅 謙

はせがわ たいせい 長谷川 大清

829-1163 (直通)

市役所内線電話 2680

市役所内線電話 2681

市役所內線電話 2683

地域包括ケアシステム推進室(7)

室 長

係 長 (6)

係 長

しまむら ゆうこ **自 村 原**ユ 829-1421 (直通)

市役所内線電話 2640

市役所内線電話 2 6 4 8

市役所内線電話 2648

高砂園(3)

園長

まつなが やすかず 松永 泰和

896-2040 (直通)

# 4 令和元年度 福祉部事業概要

(単位:千円)

				············
課名		事業名	事業概要	予算額 ———
	_	長崎市社会福祉協議会補助金	地域福祉の充実、さらに在宅福祉の増進を図るため、長崎市社会福祉協議会に対して、管理運営費の助成を行う。	128,920
		長崎市シルバー人材センター補助金	高年齢者の生きがいと就労機会の増大を目的とする長崎市シルバー人材センターに対し、国の実施要綱に基づき運営費の助成を行う。 (会員数 862人(H31.4))	1,000
		高齡者施設開設準備費補助金	小規模多機能型居宅介護事業所等が、開設時から安定した質 の高いサービスを提供することができるよう、施設の円滑な開 設に必要な費用の一部を助成する。 (内訳) 平成30年度 22,356千円 (3事業所) ※3事業所の全額 (22,356千円)を令和元年度へ繰越	(繰越分) 22,356
福		高齢者福祉施設整備事業費補助金 (高齢者施設等防災改修)	災害発生時等に、自力で避難することが困難な方が多く入所する高齢者福祉施設等の入居者等の安全・安心を確保するため、認知症対応型共同生活介護事業所等の防災改修に要する費用を助成する。 (内訳) 令和元年度 7,920千円(2事業所)	7,920
祉 総 務 課	般会計	高齢者福祉施設整備事業費補助金 (小規模多機能型居宅介護事業所)	「通い」を中心として、要介護者の態様や希望に応じて随時 「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを行う(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所の整備にかかる費用の一部を助 成する。 (内訳) 平成30年度 64,000千円(2事業所) ※2事業所の全額( 64,000千円)を令和元年度へ繰越	(繰越分) 64,000
	AT .	高齡者福祉施設整備事業費補助金 (認知症対応型共同生活介護事業所)	認知症高齢者に対して、共同生活の中で、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを行う認知症対応型共同生活介護事業所の整備にかかる費用の一部を助成する。 (内訳) 平成30年度 32,000千円(1事業所) ※1事業所の全額( 32,000千円)を令和元年度へ繰越	(繰越分) 32,000
		民生委員協議会活動費補助金	地域の社会福祉の推進に努めている民生委員・児童委員、地 区民生委員児童委員協議会及びこれらの活動を支える長崎市民 生委員児童委員協議会に対し、助成を行う。 (49地区、定数1,012人(H31.4)) (1)地区活動費 44,208 千円 ・1人当たり 34,000円 ・1地区当たり 200,000円 (2)個人活動費 69,085 千円 ・一般 68,100円 ・会長 114,600円 (3)事務局職員人件費 6,574 千円 (4)活動振込手数料等 624 千円	120,491

課名			事業名	事業概要	予算額					
		介護予防・生活支援対策費	護予防·	護予防・	友愛訪問委託費	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に対して民生委員が 訪問し、日常生活の相談、助言を行う。	8,005			
			長寿祝金費	高齢者に対し、その長寿を祝福するとともに、敬老の意を表するため99歳の方に長寿祝金を5万円支給する。	14,223					
			高齢者交通費助成費	高齢者の社会活動への参加を促進し、生きがいを高めるため、5,000円相当のバス、電車、タクシー又は船舶の利用券を交付する。	399,976					
		生	「敬老の日」行事費	(1) 市長及び市議会議長による最高齢者、最高齢夫婦及び老人 ホーム等施設訪問 (2) 自治会及び老人クラブ等で開催されている敬老会への出席 (3) 百歳到達者へ顕彰状及びアレンジフラワーの贈呈	1,777					
高齢者すこや	1	き が	シルバー作品展開催費	敬老の日を中心に、市内在住の60歳以上の方の創作品を一般 市民に展示し、高齢者の生きがいと市民の敬老精神の高揚を図 る。また、開催期間中に、世代間交流イベント「ものづくり体 験コーナー」を実施する。	422					
しやか支	般会	対対	老人クラブ助成費	老人クラブの健全な育成を図るため、活動に必要な経費の一 部を助成する。	19,214					
か支援課(		策費	長崎市老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会の諸活動に必要な事務費、人件費等の経費 を助成する。	13,402					
その1)	計		, A		, p.		,	長崎県すこやか長寿財団負担金	ねんりんピックの開催や高齢者の生きがいと健康づくり、介 護知識・技術実習・普及等を行う長崎県すこやか長寿財団へ負 担金を支出する。	313
			ふれあい入浴デー事業費	70歳以上の高齢者に対して、一般公衆浴場を毎月1回(毎月 25日)無料で入浴できるように助成する。	3,527					
		高齢者施設福	高島地区高齢者ふれあいサロン 運営費	長崎市設高島市場空き店舗において高齢者ふれあいサロンを 開設し、高齢者の健康増進、介護予防と教養の向上の場として 広く開放する。	696					
			老人ホーム入所措置費	おおむね65歳以上の者で、環境上及び経済的理由により、居 宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ入 所させる措置を行う。	849,827					
			生活支援ハウス運営費	原則として60歳以上の一人暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のために独立して生活することに不安がある者に対し、生活援助員を配置した住居を提供し、居住者に対する各種相談、助言指導、緊急時の対応、保健・福祉サービスの利用手続きの援助を行う。併せて、地域住民と交流を図るための場所を提供し、安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援する。	36,231					
		祉費	軽費老人ホーム事務費補助金	60歳以上(夫婦で入所する場合は一方が60歳以上)で、家庭 環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困 難な者を低額な料金で入所させ、日常生活上必要な便宜を供与 するため、入所者の所得に応じて事務費の一部を補助する。	484,736					

課名	•			事業名	事業概要	———— 予算額												
	一般会	要援護者支援対策費	避難	行動要支援者支援費	避難行動要支援者の新規把握及び名簿の更新と情報提供に関する同意の確認を行ったうえで、名簿を整備し、関係機関への情報提供を行うとともに、地域における支援体制を構築する。	3,428												
	計	その他	ふれる	あい訪問収集	斜面地等に居住する一人暮らし高齢者及び障害者等で、本人によるごみ出しが困難な方に戸別収集を行い、収集時に声掛けを実施し、安否の確認も行う。(ゼロ予算事業)	0												
•				介護予防訪問介護相当 サービス事業費	介護予防を目的に、要支援者及び事業対象者に対して、入 浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行 う。	622,749												
						生活援助サービス事業費	一人暮らし又は高齢者のみの世帯等で、家族が疾病や障害等により家族支援が難しい事業対象者に対して、介護予防を目的に、生活に必要な掃除、洗濯、調理等の家事支援を行う。	44,792										
				介護予防通所介護相当 サービス事業費	身体介助や生活援助、見守りが必要な高齢者に対し、食事・ 入浴・その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを提供 する。	1,070,857												
高齢者				ミニデイサービス事業費	生活援助や見守りが必要な高齢者に対し、機能訓練やレクリ エーションなどを半日(3~5時間)程度で行う。	54,052												
者すこや	介護保険事業特別会	地	護予	住民主体型通所サービス 事業費	高齢者が地域の身近な場所で集い、交流する場所として立ち 上げられた住民主体の高齢者ふれあいサロンの活動を支援す る。	20,038												
か支援課				短期集中型通所サービス 事業費	運動機能向上・認知機能向上の複合プログラムを実施し、効果的に心身機能・認知機能の維持・向上を図り、介護予防を推進する。	41												
☆ (その2		域 支 1	女	介護予防ケアマネジメン ト事業費	要支援者又は事業対象者の状態を踏まえて、地域とのつながりを維持しながら有する能力に応じた柔軟な支援を行い、自立 意欲の向上につなげられるようにケアマネジメントを実施する。	248,868												
)		援事業	_	事業	ス事業	ス事業	ス事業	ス事業	ス事業	ス事業	ス事業	ス事業	ス事業	ス事業	ス事業	特例介護予防通所介護相 当サービス事業費	介護予防通所介護相当サービスの確保が著しく困難である離島等に居住する要支援者又は事業対象者が同サービスに相当するサービスを利用した場合に、サービスに要した費用の一定割合を支給する。	4,931
		費	-	特例ミニデイサービス事業	ミニデイサービスの確保が著しく困難である離島等に居住する要支援者又は事業対象者が同サービスに相当するサービスを 利用した場合に、サービスに要した費用の一定割合を支給する。	312												
	計			特例介護予防ケアマネジメント事業費	特例介護予防通所介護相当サービス又は特例ミニデイサービスをケアプラン等に位置付け、ケアマネジメントを実施した場合に要した費用を支給する。	1												
				高額介護予防・生活支援サービス事業費	要支援者又は事業対象者が介護予防・生活支援サービス等を 利用した際に負担すべき限度額を超えた額を支給する。	421												
				高額医療合算介護予防・ 生活支援サービス事業費	要支援者又は事業対象者が医療保険と介護予防・生活支援 サービス等の自己負担が高くなったときに、両制度の限度額を 適用した後、世帯内で1年間の自己負担限度額を超えた額を支 給する。	105												
			一予防	介護予防把握事業費	基本チェックリストにより生活機能に関する状態を把握し、 要支援・要介護状態になるおそれが高い高齢者を把握する。	1,582												
			一般介護院事業費	介護予防普及啓発事業費	地域でのあらゆる機会を捉え、パンフレットの活用等により、高齢者等に対して介護予防事業の必要性について普及啓発 を図る。	4,352												

課名				事業名	事業概要	予算額										
				口腔ケア指導事業費	全高齢者を対象に、歯科衛生士等による口腔機能向上のため の教育及び口腔清掃指導を行う。	2,888										
				生涯元気事業費	運動する機会を定期的に設け、自宅でもできる運動の紹介及 び実践により、運動の習慣化を図り、要介護状態になることを 防止する。	2,860										
			一般介護予防事業費	介護予防事業	地域活動支援事業費	(1) 介護予防やボランティア活動についての研修を行い、ボランティアを育成し、介護予防事業に参加する高齢者の支援を行う。 (2) 地域支援ボランティアポイント制度を実施することにより、40歳以上の社会参加及び地域貢献を奨励し、元気で生き生きと暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。	5,326									
					業	業	業	業	業	業	業	業	業	生活介護支援サポーター 事業費	身近な場所で交流を行い、市民自ら実施する高齢者ふれあい サロンや介護老人福祉施設等でボランティア活動を行う生活・ 介護支援サポーターを育成・支援し、サロン活動の促進やボラ ンティアを受ける高齢者の介護予防を図る。また、サポーター 自身の生きがいづくりや健康増進を図り、介護予防を図る。	<b>3,936</b>
	介					一般介護予防事業評価事 業費	一般介護予防事業を含め総合事業全体を評価し、事業全体の 改善を図る。	468								
	護保	地域		包括的支援事業費	介護予防事業のマネジメント、介護保険外のサービスを含む 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護事業及び 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施する。	506,086										
高齢者すこやかち	<b>除</b>	支援	括的支援事業費	的支援事業	括的支援事業	認知症総合支援事業費	地域の支援機関等の連携を図るための支援並びに認知症の人 及びその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進 員を配置するとともに、認知症の人の家族に対する支援を行う。 また、認知症高齢者及びその家族に関わる認知症初期集中支 援チームを設置する。	96,453								
か支援課(そ	業特	事業			地域ケア会議推進事業費	地域ケア個別会議(個別ケースを検討する地域ケア会議)及び地域ケア推進会議(個別ケースの検討により共有された地域課題の解決等を検討する地域ケア会議)を開催する。	2,312									
G3)	, 別 会 計	費	任	成年後見制度利用支援事 業 <b>費</b>	判断能力が不十分な認知症高齢者等で親族による成年後見人の選任の申立が見込めない場合等に、市長が親族に代わり家庭裁判所に成年後見人の選任の申立を行う。また、関係機関との情報交換及び普及啓発を通じ、課題等について協議を行うとともに、制度をより有効的・効果的に利用できる体制を整える。市民後見人候補者としての活動を希望する市民に養成講座を実施する。	2,986										
			意 事 業 費	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	高齡者世話付住宅生活援 助員派遣事業費	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者に対し、隣・近接するデイサービス等の事業を実施している社会福祉法人等から生活援助員(LSA)を派遣し、生活指導、相談、安否確認、一時的な家事援助及び緊急時の対応等のサービスを提供することで、高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援する。	5,549		
										介護相談員派遣事業費	介護事業所と調整を行い、介護相談員を派遣し、介護保険 サービス利用者の声を聞き、相談等に応じる。	2,980				
		介護	認定	審查会費	介護認定審査会の開催及び認定結果を通知する。	79,347										
		認定	調査	等 <b>費</b>	介護認定審査会資料作成のための認定調査、主治医意見書の 作成及び提出等の事務を行う。	312,382										

課名			事業名	事業概要	予算額		
		障害者福祉	障害者施策推進協議会費	障害者のための施策に関する基本的な計画に関し意見を述べ、また、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項、関係行政機関相互の連絡調整を要する事項について 調査審議する。	321		
			介護給付費	障害児・者が安心して地域生活を送れるよう、個々の障害程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定を行う「障害福祉サービス」のうち、日常生活において必要な居宅介護や施設での日中活動支援などの給付を行う。	5,174,578		
		障害者自立支援給	訓練等給付費	障害児・者が安心して地域生活を送れるよう、個々の障害程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定を行う「障害福祉サービス」のうち、自立生活に必要な就労支援や共同生活援助(グループホーム)などの給付を行う。	3,508,920		
		1立支援	相談支援等給付費	障害福祉サービスの利用計画における相談及び作成や施設等から地域生活への移行に向けた支援等の給付を行う。	185,653		
		給付費	補装具給付費	身体障害児・者の日常生活の便宜を図るため、補装具の購入・修理・借受けに要した費用を支給する。	88,547		
	_			高額障害福祉サービス費	同じ世帯で他にも障害福祉サービスを受けている者及び障害福祉サービスと介護保険のサービスを受けている者並びに補装 具の購入又は修理に要した費用について、その合算額が利用者 負担の月額上限を超えた場合に、その超えた額を支給する。	8,295	
障害福祉	般	障害児通	障害児通所給付費	障客児が児童発達支援や放課後等デイサービス等の通所サービスを利用するための費用を支給する。	1,815,383		
課(その1	숲	所等給付費	障害児相談支援給付費	障害児が通所サービス及び障害福祉サービスを新規または継 続して利用する際に、必要な相談支援を受けるための費用を支 給する。	74,405		
`)	計	地域	地域活動支援センター I 型費	専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携 強化を図るための調整、地域ボランティア育成、障害に対する 理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。	21,094		
1			域		  地域活動支援センターⅢ型費 	創作的活動、生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた 支援を行う事業所に対し、運営費を助成する。	32,500
				住宅入居等支援費	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、必要な調整や家主等への相談助言を通じて障害者の地域生活を支援する。	5,047	
		生活	障害者相談支援費	障害者等の福祉に関する各般の問題について、障害者等の相 談に応じ、必要な情報の提供、連絡調整を行う。	20,186		
		支援	移動支援費	屋外での移動が困難な障害児・者に対し、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために外出する際の移動の 支援を行う。	122,867		
,		費	日常生活用具給付費	在宅の重度障害児・者に対し日常生活の便宜を図るため、日 常生活用具の給付を行う。	115,238		
		:	日中一時支援費	日中において監護する者がいないため、一時的に支援が必要 な障害児・者に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するた めの日常的な訓練等を行う。	12,882		
			訪問入浴サービス費	入浴が困難な在宅の身体障害児・者に対し、訪問により居宅 での入浴サービスを提供する。	12,319		

課名			事業名	事業概要	予算額									
			成年後見制度利用支援費	身寄りがなく、判断能力が十分でない知的障害者、精神障害者について、市長が家庭裁判所に対し、後見人等の選任を求めて申し立てを行う。費用負担が困難な場合には、市が一部又は全額を本人に代わり負担する。	377									
			手話通訳者養成費	聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、手話等の指 導を行い、手話通訳者として養成する。	2,844									
			手話通訳者派遣費	聴覚障害者等が公的機関又は医療機関等に出向くことが必要なとき、適当な付添人が得られないため、円滑な意思の疎通に 支障がある場合に、手話通訳者を派遣する。	8,016									
			要約筆記者養成費	聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、要約筆記等 の指導を行い、要約筆記者として養成する。	1,939									
			要約筆記者派遣費	聴覚障害者等が公的機関又は医療機関等に出向くことが必要なとき、適当な付添人が得られないため、円滑な意思の疎通に 支障がある場合に、要約筆記者を派遣する。	1,462									
		地	盲ろう者向け通訳・介助員養 成費	視覚・聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、盲ろう者とのコミュニケーション等の指導及び外出時の移動等の支援についての指導を行い、盲ろう者向け通訳・介助員として養成する。	594									
•		域生	盲ろう者向け通訳・介助員派 遺費	盲ろう者の円滑なコミュニケーション及び外出時の移動等を 支援するため、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。	745									
瞕	-	<b>注</b>	自動車改造助成費	重度の身体障害者が就労等のため自ら所有する自動車を改造 する際に要する経費の一部を助成する。	700									
害福祉	般会計	支	自動車運転免許取得助成費	身体障害者が就職等のため運転免許を取得する場合にその費用の一部を助成する。	300									
課(そ		援費	点字・声の広報等発行費	地方公共団体等の広報などを、点訳又は音訳化して障害者に 情報提供する。	611									
Ø 2 )		長崎市	長崎	長崎市障害福祉セン	高額地域生活支援給付費	地域生活支援事業と障害福祉サービス等の併給を受けている 場合、その利用料を合算し、合算した額が障害福祉サービスの 月額上限額を超える場合、その超える地域生活支援事業の額を 支給する。	595							
					崎市障害福祉セン	発達障害啓発費	発達障害への理解促進を図るため、関係機関で構成するネットワーク会議を開催し、課題等を把握するとともに、講演会の 開催など啓発活動を行う。	237						
						崎市障害福祉セン	崎市障害福祉セン					手話普及啓発費	手話への理解促進及び手話の普及、手話を使用しやすい環境 の整備を進めることにより、障害のある人もない人も共に生き る「共生社会」の実現を図るための取組みを行う。	1,447
											障害者アート啓発費	芸術文化活動を通じ、障害に対する理解を促すとともに、障害者の社会参加の推進を図るため、障害者が製作したアート作品に多くの市民が触れる機会として作品展を開催する。	2,298	
								·	障害者福祉の拠点的な施設として、在宅障害者等の福祉の増進を図るため、平成4年4月からサービスを開始した。 「社会福祉法人長崎市社会福祉事業団」を指定管理者として 指定し、次の事業を実施している。					
								障害福祉セン	障害福祉セン	障害福祉セン	障害福祉セン	障害福祉セン	障害福祉センター運営費	<ul> <li>(1) 管理運営費</li> <li>(2) 身体障害者福祉センター費</li> <li>(3) 障害児通所支援費</li> <li>(4) 地域活動支援センター    型費</li> <li>(5) 相談支援費</li> <li>(6) 障害者就労支援相談所運営費</li> <li>(7) 診療所費</li> <li>(8) 障害児等療育支援費</li> <li>(9) 機能訓練費</li> </ul>

課名			事業名	事業概要	予算額		
		障害者就労支援	授産製品販売促進費	福祉的就労を行う障害者の社会参加の促進と授産製品の売上 向上、授産工賃アップを図るため、市内商店街で障害者の店 「はあと屋」を運営し、授産製品の店舗販売、移動販売、情報 発信を行うとともに、共同受注に取組む。	12,912		
		力支援費	就労支援施設等経営力向上支 援費	障害者の収入の増加を図るため、就労系事業所等を対象に、 採算性に対する意識の向上や収益増大のノウハウ等の習得のための研修、個別相談及び訪問指導を実施する。	3,279		
		障害者保健医療対策費	更生医療給付費	身体障害者が手術等により障害の程度を軽くしたり、機能を 回復させたりするための医療について、その費用を支給する。	917,757		
			心身障害者福祉医療費	重・中度心身障害者が健康保険等により診療を受けた場合に、病院等へ支払った負担金の一部に相当する額を支給する。 (1) 身体障害者手帳1、2級及び療育手帳A1、A2並びに精神障害者保健福祉手帳1級所持者は、医療取扱機関ごとに、一部負担金の額から1日につき800円(1か月につき、1,600円を限度)を差し引いた額を支給(薬局の保険給付を受けたときは、一部負担金に相当する額) (2) 身体障害者手帳3級及び療育手帳B1所持者は、(1)の2分の1を支給	988,855		
		障害	重度障害者福祉手当給付費	在宅の20歳以上の重度障害者で、障害基礎年金及び特別障害 者手当の支給要件に該当しない者のうち、日常生活において常 時介護を要する者に手当を支給する。	4,747		
	_	害手当給付費	手当給付	特別障害者手当給付費	在宅の20歳以上の重度障害者で、日常生活において常時特別 の介護を要する者に手当を支給する。(ただし、3か月以上入 院している者等は除く)	134,017	
障害福祉			障害児福祉手当給付費	在宅の20歳未満の重度障害児で、日常生活において常時介護 を必要とする者に手当を支給する。	41,313		
課(	般		移送支援サービス費	斜面地等に居住する障害者で、一人で歩行が困難な者に対 し、移送支援サービス事業者を派遣し、福祉施設の利用や通院 などの外出の支援を行う。	2,016		
その3	会	障害	配食サービス費	障害、傷病等の理由により食事の調理が困難な身体障害者に対し食事の配達によるサービスを提供するとともに、訪問の際、利用者の安否確認等を行う。	1,656		
)	計	者生活士	住宅改修助成費	在宅の重度身体障害者の日常生活を容易にするとともに、家族の介護の負担を軽減するための住宅改修に対して費用の一部を助成する。	597		
		支援対	福祉緊急連絡装置設置費	独居重度身体障害者の緊急時の事故防止及び生命の安全を図 るため、緊急通報装置の設置を行う。	479		
		策費	相談員設置費	障害者の更生援護に関し、本人又は保護者からの相談に応 じ、関係機関への連絡や必要な援助を行う。	613		
:			人工内耳体外機購入助成費	日常生活の向上及び福祉の増進を図るため、重度の聴覚障害者における人工内耳装用者のうち、旧式の人工内耳体外機を装用している者に対し、人工内耳体外機の更新に要する費用の一部を助成する。	2,400		
		障害者社会参加促進費	重度障害者福祉タクシー 利用助成費	在宅の重度身体障害者で車椅子利用者、視覚障害者(1級) 及び重度知的障害者が容易に外出できるようにするため、タクシー料金の一部を助成する。	7,464		
			障害者交通費助成費	障害児・者の社会参加を促進するための交通費の助成として 5,000円相当のバス利用券等を交付する。	119,728		
			会参加促進	参加促進	障害児通学支援費	特別支援学校小学部または中学部の児童・生徒のうち、付添人がいなければ通学ができないにもかかわらず、付添人の体調不良等の理由により送迎ができず、本人の理由によらず児童・生徒が欠席せざるを得ない場合において、福祉タクシー等を利用して通学した際の利用料金を助成する。	5,670
			障害者団体研修費助成費	障害者の活動を助成し、障害者の社会参加を促進するため、 障害者団体が行う研修等に係る費用の一部を助成する。	1,100		
		障害	s者福祉施設整備事業費	平成4年の建設から相当年数が経過し、施設・設備の各所に老朽 化がみられる障害福祉センターにおいて、緊急性等を確認しながら 計画的に修繕・取替等の整備を行う。	15,000		

課名				事業名	事業概要	予算額				
	— 般	低所得者利用者負担軽減費			介護保険制度における利用者負担を一定の条件を満たす者に ついて減額する。	1,199				
	会	離島サービス支援費			離島内にサービス事業者がない場合など、離島においてサービス提供基盤が確保されていない居宅サービス受給の円滑化を図る。	2,075				
	介護保険事業特別会計		介護・介護予防サービス等諸費 高額介護サービス等費 保険給付費 高額医療合算介護サービス等費 市町村特別給付費		被保険者への年間保険料及び納付方法の通知、督促状の発送 等にかかる経費。	53,972				
		保険給付費			要介護・要支援被保険者を対象に介護・介護予防給付事業を行う。	39,927,489				
介					要介護・要支援被保険者が介護・介護予防サービスを利用した際に負担すべき限度額を超えた場合に高額介護サービス費として給付する。	640,932				
護保険課					ビス費として給付する。	83,050				
					斜面地等に居住する要介護・要支援被保険者の居宅サービス の適切な利用の促進及び日常的な社会参加のための移送手段で 長崎市介護保険条例第4条に規定する市町村特別給付である移 送支援サービスの給付にかかる経費。	190,536				
			特定	入所者介護サービス等費	所得の低い要介護・要支援被保険者が介護保険施設等を利用した際に負担する食費及び居住費の合計額と所得の状況等に応じて定められた負担限度額との差額を支給する。	1,337,759				
		地域支援事業費	任意	介護適正化特別対策 事業費	介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の 自立支援に資するものとするため、サービス内容の適正化及び 介護費用の適正化を図る。	23,873				
			事業費	福祉用具·住宅改修支援 事業費	福祉用具・住宅改修に関する助言・情報提供並びに住宅改修 費の申請における建築士・理学療法士等による訪問調査や申請 者への理由書作成経費の助成を行う。	304				
1,1					少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などが進み、福祉ニーズが多様化、複雑化する中、高齢、障害、子育て、生活困窮など多分野・多機関に渡る福祉分野に関連する相談にワンストップで対応するための相談窓口(多機関型地域包括支援センター)を設置し、福祉分野に関連する複合的な課題を抱える者へ適切な支援を提供する。	29,990				
地域包括ケア	介護保険事業特別会計	地	地	一般介護予防事業費	on D	大宮主探リンビリャンカー	高齢者の心身機能の低下を予防し、自立支援と社会参加に向けて「在宅支援リハビリセンター」のリハビリ専門職が積極的に地域に関与し、保健・医療・福祉・介護の関係職種と協力・連携しながら高齢者の在宅生活を支える地域リハビリテーションの基盤づくりを図る。	8,804		
システ				地域支援	地域支援	地域支援	地域支援	地域支援	包括	地域包括ケア推進協議会費
が 推進室		事業 費	的支援事	在宅医療·介護連携推進 事業費	医療及び介護・福祉の総合相談窓口であるとともに、地域包括ケアシステムの実現に向けた在宅医療・介護連携推進事業の拠点として「包括ケアまちんなかラウンジ」を設置し、事業運営を長崎市医師会に委託する。	34,685				
	H		業費	生活支援体制整備事業費	NPOやボランティア、シルバー人材センターなど多様な主体による地域での支え合い体制づくりを推進するとともに、高齢者の社会参加により介護予防の促進及び多様な日常生活上の生活支援や介護予防サービスの充実を図る。	2,514				
高砂園	一般会計	高砂園運営費		営費	老人福祉法第20条の4に規定する老人福祉施設(養護老人ホーム)で、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する。 定員40名	52,258				

## 5 指定管理者の更新の方針について

## (1) 指定管理者制度導入施設

選定方法	施設名	設置根拠 (条例)	現在の 指定管理者	指定期間	所管課
	長崎市障害	長崎市障害	社会福祉法人	令和 2 年度	障害福祉課
非公募	福祉センタ	福祉センタ	長崎市社会福	~	
	_	一条例	祉事業団	令和 6 年度	

### (2) 施設の概要

ア 名称

長崎市障害福祉センター

イが所在地

長崎市茂里町2番41号

ウ 構造

鉄骨鉄筋コンクリート造

工 設置年月日 平成4年4月1日

才 設置目的

相談、療育、指導、リハビリテーション、スポーツ・レクリエーション等の各分 野で、専門性を有した柔軟かつ適切なサービスを総合的に提供することにより、障 害者等の自立と社会参加を促し、生きがいを高めること、また、障害の有無に関わ らず、人と人との交流を促進し、地域住民とのふれあいの場を提供することにより、 社会福祉の増進を図ることを目的とする。

- 力 建設事業費 工事費等:約40億8千万円 用地購入:約11億円
- ・キ・主な施設内容

地下 1 階・地上 8 階建ての「もりまちハートセンター」のうち、地下 1 階から 5 階まで及び 8 階の一部 12,679.48 ㎡

地下 1 階 2,383.29 ㎡ 地下駐車場

1階 2,346.01㎡ プール、軽スポーツ室、事務室、相談コーナー

2階 2,036,89㎡ さくらんぼ園、研修室、手工芸室

3 階 2,323.37 ㎡ 体育室、機能回復訓練室、浴室

4階 1,525.02㎡ 診療所、理学療法室、作業療法室、言語療法室

5階 1,449.00 m 社会適応訓練室、和室研修室、調理訓練室、視聴覚室、 図書室

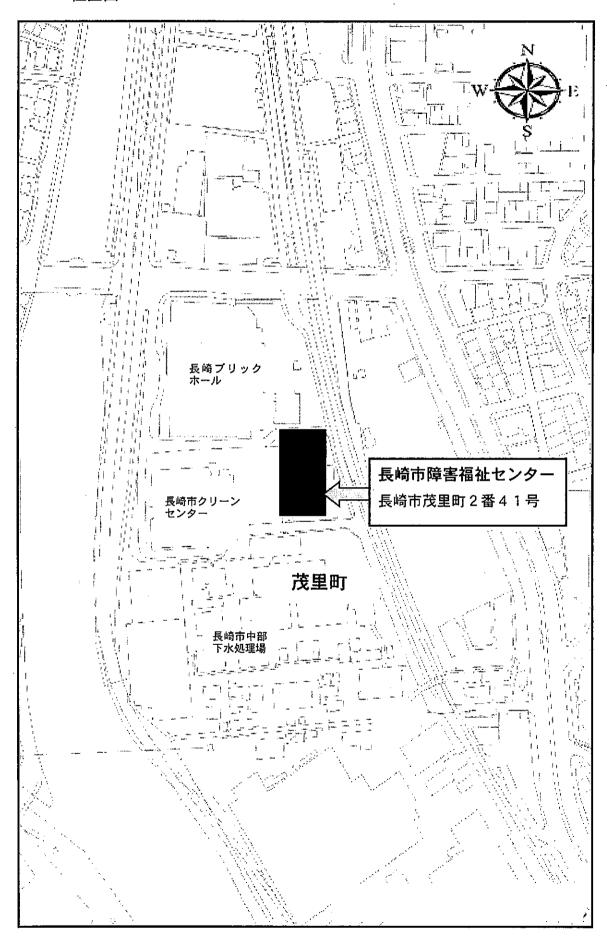
615.90 m 機械室、電気室) (8階

ク 開所時間の承認の基準 9時00分~17時00分

(木曜日及び土曜日は21時00分まで開館)

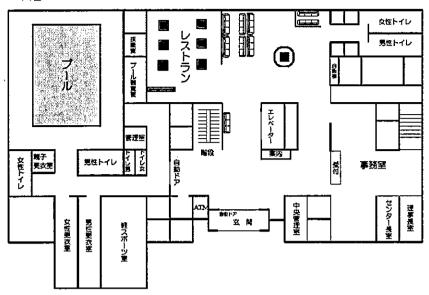
ケ 休所日の承認の基準 毎月第4日曜日

1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで

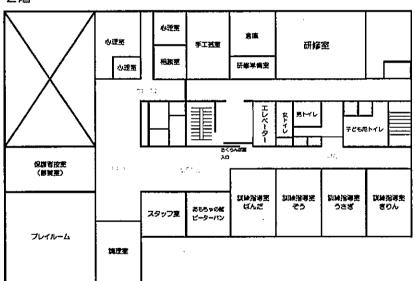


## サ 長崎市障害福祉センター平面図

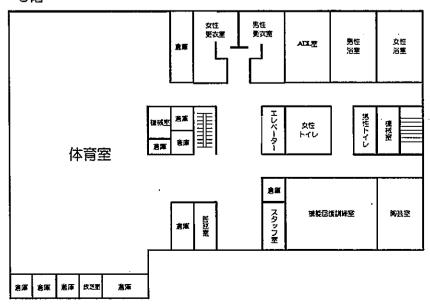
1階

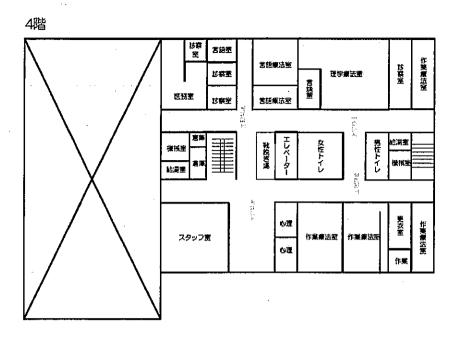


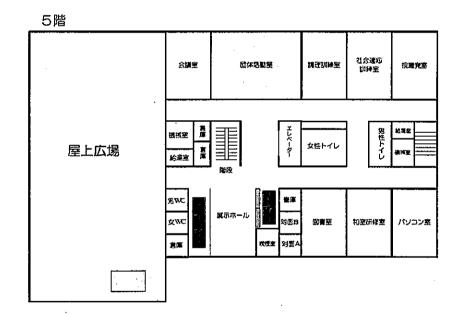
2階



3階







## (3) 指定管理者制度導入による効果の検証

#### ア 利用者の推移

(単位:人)

年度	導入前 (17 年度)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
利用人数	170, 257	157, 468	156, 119	151, 452	153, 326

### イ 指定管理委託料 ※修繕に係る委託料を除く

(単位:千円)

年度	導入前 (17 年度)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度 (見込み)
金額	372, 717	303, 702	276, 140	269, 692	274, 484

#### ウ 利用料金収入

(単位:千円)

年度	導入前 (17 年度)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度 (見込み)
金額	55, 743	170, 809	161, 369	166, 002	180, 243

#### エ 主なサービス向上策

障害の特性や利用者のニーズに対応し、総合的かつ一体的に適切な支援が行えるよう必要な情報の収集と人材育成に努めている。

また、地域との交流を深め、関係機関との連携強化を図りながら、障害児・者の 地域生活に欠かせない相談(就労を含む)、療育・診療、余暇活動等において、有用 な支援体制を構築している。

#### 才 評価

障害がある方の生活を地域で支える仕組みが強化される中、障害児・者支援の中心的役割を担う障害福祉センターの必要性は高まっており、長崎市社会福祉事業団は、同センターの指定管理者として、障害の種別や程度、年齢、発達段階等に応じた多種多様なサービスを適切かつ円滑に提供している。

特に、発達段階に応じた専門的・継続的な取り組みが求められる発達障害児支援においては、市内の医療機関や事業所では確保することが困難な専門医師をはじめ、 長崎市社会福祉事業団が有する人材とノウハウを活用し、利用者のニーズに応じた 適切な対応に努めている。

また、利用者支援の充実に向けた取組みを積極的に推進する一方で、効率的・効果的な組織体制の構築に努め、絶えず経費見直しを行いながら、各年度協定に的確に反映させている

### (4) 次期指定管理者の選定方針について

ア 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日

イ選定方法

非公募

#### ウ 非公募の理由

今後の障害者施策を推進していくうえで長崎市障害福祉センターを中核的施設として位置付けており、当該センターにおいては、障害の種別や程度、年齢、発達段階等に応じた多種多様な専門性の高いサービスを提供し、さらに、それぞれが密接な連携を図りながら対応している。

業務を総合的に継続して実施していくためには、医師をはじめとした多くの専門職の配置と、長期的見通しに基づく体制の確保が必要であるが、現時点において、長崎市が求める事業の実施に必要な専門職を確保でき、かつ継続的に業務を行う体制を取れる見込みがある団体は現在の指定管理者のほか見当たらないことから、社会福祉法人長崎市社会福祉事業団を、障害福祉センターの管理運営ができる唯一の団体と判断し、引き続き指定管理者として指定するものである。

### 工 利用料金制

- (ア)訓練等給付費
- (イ) 計画相談支援給付費
- (ウ) 障害児通所給付費
- (工) 障害児相談支援給付費
- (オ) 自立訓練(機能訓練)、児童発達支援センター(さくらんぼ園)の利用者負担金
- (力) 外来診療費(保険請求分、自己負担分)

#### (5) 指定までのスケジュール

年月	市議会	内 容
令和元年6月	6月議会	・更新の方針の説明(所管事項調査)
令和元年8月		・特定団体に仕様書等を提示
令和元年9月		・特定団体から指定に必要な書類を受領
令和元年 10 月		・特定団体の決定
令和元年 11 月	11 月議会	指定管理者の指定 ・指定議案審査
,		債務負担行為の設定 ・補正予算議案審査